

サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム (SC3)

退会プロセス運用基準

サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第7条第3項の適用については、以下のとおり運用することとする。なお、本運用は、急を要する場合その他特段の事情のある場合における同項の適用を妨げるものではない。

1. 次の各号の一に該当すると認められるときは、運営委員会議長の同意に基づき、当該会員に対し事前の通知（退会勧告）を行い、相当の期間を定めて是正・弁明の機会を与えることとする。
 - （1）日本に事業所が存在しないなど、会員実態が不透明である場合
 - （2）議決権の不当な行使など、円滑な議事・組織運営を妨げる行為があった場合
 - （3）コンソーシアムの名称を不当に用いた営業活動など、他の会員の利益や名誉を棄損する行為があった場合
 - （4）法令のみならず、議決内容に違反するなど、規約第2条に定めるコンソーシアムの目的を逸脱する行為があった場合
 - （5）その他コンソーシアムの名誉若しくは信頼を棄損する行為があった場合
2. 1. の手続を通じてなお当該会員の退会が適当であると認められる場合には、運営委員会に付することとし、これが可決された場合には、規約第7条第3項の規定に基づき当該会員を退会させることとする。
3. 本運用基準は、運営委員会の決議により改正することができる。

以上